

好きです鞍手町

6月定例会号

# 議会だより

No.55

平成15年8月8日発行

発行／福岡県鞍手町議会・編集／議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所／福岡コロニー



中央公民館プールで楽しそうに泳ぐ保育所の園児

平成15年度補正予算……………(2ページ)

一般質問……………(6～10ページ)

条例の制定・改正 人事案件……………(3ページ)

直鞍合併特別委員会……………(11ページ)

専決処分の承認……………(4ページ)

請願 陳情 編集後記……………(12ページ)

議案質疑……………(4～5ページ)

# 農業の振興・農業者の経営安定を目的に 5,500万円が農協より寄附

6月定例会は、6月11日に招集され、25日までの15日間の会期で開かれました。  
町長より提案された鞍手町農業育成基金の設置、管理及び処分に関する条例をはじめ  
一般会計補正予算など16議案を審議し、いずれも原案どおり可決・承認しました。

## 平成十五年度補正予算

### ○一般会計補正予算（第二号）

（全員賛成で可決）

本補正予算は、鞍手町の農業振興と農業者の経営安定を目的に、農作業の省力化、共同化及び生産費の節減に取り組み農業者で組織する団体を育成するための費用として、鞍手町農業協同組合よりの寄附、戸籍のコンピューター化に伴う戸籍総合システム機器等使用料並びに四月に行なった人事異動に係る人件費、土木調査における道路補

修や水路補修などの工事費、現時点までに確定した国・県の補助金等の補正要因について調整しています。

これらの財源として、国・県の補助金、財政調整基金、地方債を充て、歳入・歳出それぞれ一億六千五百二十八万三千円を追加し、予算総額が歳入・歳出それぞれ七十三億五千万四千円となりました。

平成十四年度決算見込みにおいて、支払基金、国・県支出金等の費用負担の額が確定したことにより、その翌年度精算措置として関係予算項目を調整し、歳入・歳出それぞれ千五百七十四万四千円を追加し、予算総額が歳入・歳出それぞれ二十六億七千五百一十四千円となりました。

### 国・県の負担額が決定

#### ○老人保健特別会計補正予算（第一号）

（全員賛成で可決）

平成十四年度決算見込みにおいて、支払基金、国・県支出金等の費用負担の額が確定したことにより、その翌年度精算措置として関係予算項目を調整し、歳入・歳出それぞれ千五百七十四万四千円を追加し、予算総額が歳入・歳出それぞれ二十六億七千五百一十四千円となりました。

平成十四年度決算見込みにおいて、支払基金、国・県支出金等の費用負担の額が確定したことにより、その翌年度精算措置として関係予算項目を調整し、歳入・歳出それぞれ千五百七十四万四千円を追加し、予算総額が歳入・歳出それぞれ二十六億七千五百一十四千円となりました。

#### ○かんがい揚排水施設維持管理運営費特別会計補正予算（第一号）

（全員賛成で可決）

ペイオフ対策として、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から引渡しを受けた基金で国債を購入しており、今年償還となるので買い替えのための費用を当初予算に計上していました

が、年度ごとの予算にはらつきが生じるので、歳入・歳出それぞれ三十六億九千七百四十万三千円を減額し、予算総額が歳入・歳出それぞれ三千二百九十万円となりました。

### 補正の主なもの

#### 【歳入】

寄附金	5500万円
入金	5791万円
債	2830万円
収入	1261万円
国庫補助金	631万円

#### 【歳出】

道路橋梁費追加	5660万円
農業者育成基金積立金	5500万円
老人対策費追加	1297万円
緊急地域雇用創出特別基金事業費	306万円

# 条例の制定・改正

## 農協より五千五百万円寄附

○鞍手町農業育成基金の設置、管理及び処分に関する条例

(賛成十五、反対一で可決)

農作物の計画的生産拡大により農業経営の安定化を図り、かつ農業の省力化、共同化、生産費の削減等に取り組む農業者が組織する団体を育成し、もって鞍手町の農業の振興に寄与することを目的に、鞍手町農業協同

組合から五千五百万円が寄附されました。寄附申込みの趣旨に基づいて、寄附金を鞍手町の農業育成に取り組むための基金とし、その管理、運営等を適正に行なうために必要な事項を定める条例です。

## 住基ネット第二次稼動がはじまる

○鞍手町手数料条例の一部を改正する条例

(賛成十三、反対三で可決)

住民基本台帳ネットワークシステムは、昨年八月五日から第一次稼動が始まっており、本年八月二十五日からは第二次稼動となります。

第二次稼動は、住民基

本台帳カードの交付を受けることにより、全国どこの市町村でも本人及び同一世帯の住民票写しの交付を受けることが出来るようになること。また、転出の際、転出証明書の

## 消防団員退職報償金が増額に

○鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(全員賛成で可決)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成十五年

四月一日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する条例です。



住民基本台帳カード(見本)

交付を受けなくても、転入市町村の窓口に行けば手続きが行なえるようにすることなどを目的として実施されます。

今回の実施に伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を定める条例です。

## 人事案件

○監査委員の推薦

監査委員の任期が平成十五年六月二十日で満了することに伴い、再度同氏の選任の同意を求められ、議会は同意しました。

鞍手町大字上木月九二四番地の一  
古野 清司

○農業委員の推薦

農業委員の任期が平成十五年七月十九日で満了することに伴い、議会から次の三名を推薦しました。

鞍手町大字小牧一三五九番地の一  
安増千代子

鞍手町大字中山七〇四番地  
谷川 政義

鞍手町大字八尋七三九番地の三  
日高 直幸

## 専決処分の承認

### 県交付金及び特別交付税等が確定

#### ○平成十四年度一般会計補正予算第六号

(全員賛成で可決)

歳入は、国の財政手続きの関係から、国・県支出金、地方譲与税、県交付金及び特別交付税等の確定が遅れたため、歳出は、予算執行残が主なもので、三月三十一日に専

#### 補正の主なもの

<b>【歳入】</b>	
基金繰入金減額	▲1億2408万円
特別交付金追加	9660万円
町税追加	5442万円
町債追加	3120万円
地方消費税交付金減額	▲1729万円
国庫支出金減額	▲508万円

<b>【歳出】</b>	
財政調整基金積立金追加	1億3886万円
減債基金積立金追加	8100万円
職員退職手当基金積立金追加	2006万円
鞍手・宮田工業用水道承継資金貸付金減額	1244万円

### 平成十五年度の繰越金等が確定

○平成十四年度かんがい揚排水施設維持管理運営費特別会計補正予算第一号  
(全員賛成で可決)

○平成十四年度流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第五号  
(賛成十五、反対一で可決)

○平成十四年度谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第二号  
(全員賛成で可決)

## 議案質疑

6月定例会での審議(議案質疑)の主なものを要約して紹介します。

#### 専決処分の承認(平成十四年度鞍手町一般会計補正予算第六号)

**Q** 高齢者住みよか事業補助金が百五十一万六千円減額になっているのはどうしてか。

**A** 当初は一人三十万円の十人分で三百万円を計上していましたが、実績は五人で、四人が三十万円、一人は限度額を使っておらずに二十八万四千

円、合計で百四十八万四千円となりましてので残額を減額しました。

**Q** 家族介護用品等支給費が百十六万五千円減額になっているのはどうしてか。

**A** 家族介護用品(主に紙おむつ、尿とりパッド)は、介護保険要介護度四または五に相当する在宅の高齢者を介護している非課税世帯に対して支給するもので、当初は二十三人予定していましたが、入院や死亡等により、現在は十三人にまで減少しており、また、限度額を使い切る人も少なかったためです。今後国・県が示す制度を基本に取り組んでいく必要があると思います。

**Q** 防犯灯設置工事は、平成十五年度が最終年度だと記憶しているが、今年度で完了するのか。

**A** 平成九年から防犯灯工事を実施し、現在、当初計画路線のうち亀の甲から南中学校に通ずる通路が一箇所残っています。

**Q** 財政が緊縮しているが、ならばその方策等を考えているのか。

**A** 財政の厳しさは、当町に限らず県も厳しいです。ですから努めて補助事業を活かしながら町の活性化・都市基盤の整

備を行ない、また、歳出の面においては、補助金、人件費等を合理的に執行していきます。

あり、町内には現在プラント等を作つてする業者がないので、町外の専門業者に発注しています。

程度、その経費については一枚に二千円程度を見込んでいます。

金の追加分と平成十四年度の執行残です。

**Q** 幸ノ浦団地等での地盤改良は、特殊工事として町外業者に発注しているが、公共工事も少ない時であるので、一般土木工事として町内業者に発注は出来ないのか。

**Q** 超勤手当を千八百万円減額しているが、町として各職員の残業時間を把握していると思うので、実態に見合った予算付けが必要ではないのか。

**Q** 住民基本台帳カードを作ることによつて、補助金等はあるのか。また、手数料はいくらになるのか。

**A** 公共施設、学校、公民館等の草刈り工事費用です。

**A** 地盤改良には、杭を打つ工法と穴をあけてセメントを注入する工法が

**A** 業務量は変動し、把握が難しく、職員一人に月十時間を見込んで予算計上しています。今後は、直轄合併に係る基礎資料の積み上げ作業もありますので、実態的数字を掴み兼ねて予算計上していきます。

**A** カード一枚につき、千円程度交付税として国から戻ってくるという説明があつています。手数料については、一枚五百円です。

**Q** 景観整備事業委託料、三百六万二千円の内容は。

**Q** 住民基本台帳カード発行委託料とあるが、どのような委託をするのか。

**A** カードを町独自で発行すればいいのですが、経費が掛かりますので、地方自治情報センターに委託します。カードが出るのは依頼して二週間

**Q** 社会福祉協議会の補助金が減額になつているのはどうしてか。

**A** 緊急地域雇用創出特別基金事業費として、失業者の臨時・応急的措置として予算を計上しています。その内容は、雇用人数は十二人、雇用期間二カ月を見込んでいます。

**Q** 社会福祉協議会の決定額が減額になつているのはどうしてか。

**A** 社会福祉協議会の決定額において、剰余金があり、翌年度へ繰越をしましたので、その分を減額しました。剰余金の内訳は、離職者支援事務交付

**Q** 老人対策工事請負費が千三百万円追加されているが、その内容は。

**A** 社会福祉協議会の決定額において、剰余金があり、翌年度へ繰越をしましたので、その分を減額しました。剰余金の内訳は、離職者支援事務交付

**A** 社会福祉協議会の決定額において、剰余金があり、翌年度へ繰越をしましたので、その分を減額しました。剰余金の内訳は、離職者支援事務交付



幸ノ浦団地で行なわれている地盤改良工事



直轄農協合併式典

**Q** 直轄合併後も鞍手町だけで使えるのか。

**A** 合併後も条例を整備して対応していきます。

**Q** 鞍手町農業協同組合が町の指定金融機関であるが、農協合併に際し、移行の手続きは必要なのか。

**A** 合併しても農協組合法六十八条により、権利義務は継承されるため手続きは必要ありません。

平成十五年度鞍手町かんがい揚排水施設維持管理費運営費特別会計補正予算第一号

**Q** 当初予算で三十七億円計上した分を今回減額しているがどうしてか。

**A** 平成十二年度にネドから引き渡しを受けた基金で購入した二年ものの国債が、償還を迎えるため、当初予算に計上していたが、基金を国債に切り替えて運用することは、基金運用の一形態であるから、予算計上は不用であったためです。

政

町

# ここが聞きたい

## いっばはん質問

6月定例会の一般質問は、6月16日・17日に9名の議員によって行なわれました。質問と答弁を要約してお知らせします。

### 松本典子 議員

#### 不登校児童の公文書公開と今後の学力保障について

**質問** 平成十四年二月二日に開示された文書の項目はすべて登校を裏付ける内容になっているにもかかわらず、結論として不登校になっていない。不登校と認めない理由は何か。  
不登校として認めれば、それなりの対策が取れる

のですが、それができない。成長過程にある子どもさんです。

この間の学力をどのよう  
に保障していこうと考えているのか。

**教育長** 不登校児童としての届出の問題ですが、文部科学省の調査統計法による不登校児童とは三十日以上学校に来ない児童、県への報告書は、三十日以上登校しなかった児童となっており、また、但し書きには病気、経済的理由によるものは除く

となつています。従つてこの項目に該当しますので不登校児童として数は挙げていません。

学力保障の質問ですが、大事なことは学校に来ることだと思えます。それにはどのような方法があるのか学校にも連絡を取りながらやっています。今のところは六年生の担任の先生が電話で本人と話をし、学校に出てくるように勧めています。学校では加配教員が対応するようにしています。

**質問** 病気であるので不登校として該当しないと強調されますが、病名は何ですか。子どもさんは元気に毎日生活しています。それにもかかわらず、病気と言っていますか、誰がそれを診断したのですか。

また、学力の問題ももう少しきめ細かな指導をして頂きたい。

**教育長** これについては、個人のプライバシーに関わることでですので控えさせていただきます。



北九州市にあるフリースクール





運行改善が求められる福祉バス

## 毛利 喬 議員

**町行政の末端を担う区や組の問題点は**

**質問** 区や隣組に所属していない人の実状は。また、配布物や連絡等に支障はないですか。

**町長** 七千五百八世帯のうち、約千二百世帯が区、組に参加されていないと見受けられます。配布物等は、法律で義

務付けられたものは郵送で対応し、その他のものは、慣例を踏襲しながら区長さんをお願いしています。

### 巡回バスの運行を

**質問** 赤池町や添田町などでは巡回バスが運行されていますが、当町ではどうして実施されないのですか。

**町長** 赤池町は一路線、

### 環境美化の現状は

**質問** 環境美化に関する

当町が導入するためには、許可などの課題があることをご理解ください。

条例が施行されて二年、現状はどんなことに重点を置いていますか。

**町長** 不法投棄の看板の設置、不法投棄の多い箇所やゴミ散乱の多い地域は月一回回収し、特に多い地域は週一回行なっています。

環境美化推進委員の配置については、全町的に関わる問題ですので、関係者と協議を詰めております。今後引き続き協議が必要だと思います。

## 仲野 守 議員

**地域振興整備公団 工業用水施設移管に伴う問題点**

**質問** 鞍手地区工業用水施設が県企業局移管に伴い、公団所有の浮州プール跡地・グラウンド・大きな駐車場や木月池底地の鞍手町への譲渡問題は出なかったのか、出なければ町から申し入れすべきではなかったのか。

せなら下水処理場も七月から稼動し、対岸には鞍手町も処理場を建設予定である。浮州池と処理場の間に位置する周辺跡地は、環境整備のためには非とも譲り受けすべきではなかったのか。給水池の両岸に下水処理場が存在する所は外にはない。

以前より鞍手の上水道は、臭気、塩素の大量使用による濁りなど問題があった。その点、木月池は水源が涸れることなく、水深も深く藻の発生率も少

ないので上水道を浮州池から木月池に変更する絶好のチャンスではなかったのか。

**町長** 産炭地域振興整備公団から譲り渡しについての協議はありましたが当町だけの判断とはいきませんので、関係する自治体と協議をしてみたい。

引き受けることによって、それぞれ市町村の財政状況が容易ではないので、中間市等と県へ陳情も行

ないました。

また、現実に底地を譲り受けると誰が維持するのかなどのことから最終的には、県に引き受けてもらうこととしました。

**古月・新延地区駐在所 統合に伴う今後の対策は**

**質問** 直方署年間犯罪発生件数は、二千四百十九件で過去最高となっている状況下、行政として町民が安心して日常生活を過ごせるように駐在所の

存続の陳情・地元自治区との協議など対策が必要では。

**町長** 私は、今回の統合が防犯体制の強化と感じています。また、警察だけにお願いして犯罪防止、防犯体制がとれるわけではないので、これからは防犯協会や青少年育成関係の機関と一緒に協議をしながら取り組んでいく必要があると思います。



廃止される木月駐在所



## 花田すまじ 議員

ゴミ袋の値下げはできないのか

質問 ゴミ袋の値下げは出

来ないのか。また袋が弱くて破れやすいので強くならないのか。  
カラスの対策では、ゴミ袋の中に新聞紙を入れて生ゴミが見えないようにしているが、それでもカラスがつついて中のゴミが出ています。衛生上も悪いし、業者の方も大変です。対応策を考えるべきでは。

町長 ゴミ袋の値段ですが、袋の製作費、収集費用、処理費用がかかります。これらの経費の総額は、十三年度で二億四千万円位かか

つています。これに対し、皆さんから頂いているゴミ袋代は、約六千万円で残額は、税金でまかなっています。本町の財政状況も厳しい中、幾分か料金設定でご理解いただきたい。

住民課長 ゴミ袋の質の問題ですが、平成十二年にアンケート調査を行ない、ご意見を聞きながら、ゴミ袋の改良を行なってきました。平成十四年五月以降に製造したゴミ袋についての苦情は受けていません。カラス対策では、衛生連

合会とも協議し、カラス被害防止ネットの購入斡旋も考えていきます。

## 学童保育所の増設を

質問 現在ある学童保育所

には、北小学校区の児童だけでなく、他校区の児童は遠くに通えません。学童保育所の増設をして頂きたいが。

また、学童保育所の安全性について、建物の横にある物置に入って遊んでいるが、危険です。扉をつけてほしいが。

福祉課長 結論的には、二カ所の増設が必要となりました。現在ある学童保育所に北小と古月小、中央公民館敷地内に南小、総合福祉センター敷地内に室木・西川・新延小に学童保育所を設置し、車で迎えに行く方法をとりたいたいと考えています。

児童の安全確保については、十分注意し、扉についても現状を把握して改善に努めます。

## 宇田川 亮 議員

仕事と雇用の確保を

質問 昨年八尋の改良住宅建設で、町内業者五社が落札したが、その下請け工事は町内業者に廻っているのか。また、その指導は。

町長 努めて町内業者へ下請けを廻すよう指導してきましたが、不十分な

業者があることは事実です。今後は受注業者に再指導し、町内業者育成に努めていきます。

質問 小規模工事等の随意契約は、指名外の業者にも廻していくべきでは。

町長 小規模工事は全体的に工事が少なく、信用と履行能力を基本に置くならば、指名業者を優先せざるを得ません。指名外の業者の仕事確保に

つては、下請けもふくめて指名委員会等で検討していきます。

質問 緊急地域雇用創出特別交付金事業の延長と充実を求めるべきでは。

町長 当町だけでなく、国民上げて事業の強化継続に努力していく必要があると思います。

質問 個人住宅リフォー

ム補助制度の創設すれば、住宅整備とともに一定の景気回復につながると思うが。

町長 先進地の調査はしますが、実態として難しいと思います。

質問 高齢者・障害者の住みよか事業を利用しやすくするために所得制限の緩和策等が必要では。

町長 他の制度との関わ

通勤・通学路の安全対策は

質問 通勤・通学路の安全対策について考えていくべきだと思うが。

町長 毎年各区の区長さんをお願いして、現地調査を行ない、またPTA連合会等からも陳情として申し入れがあつています。県・当町としても予

算が厳しいなか、年次的な対応にならざるを得ないと考えています。







室木の産業廃棄物処分場

## 福本博文 議員

### 室木の産廃処分場の安全性は

**質問** 室木の産業廃棄物処分場の安全性について、住民の不安が払拭されるような対策の実施と問題意識の認識はあるのか。

**町長** 産業廃棄物処分場については、住民の方より苦情も出ていますし私も心痛む思いです。

担当課も保健福祉環境

事務所に連絡を取り、立ち入り調査を行なっています。法的にはすべて県の実務です。さらに法律、条例、地元協定に基づいて事業者につき対応すること。住民に不安を感じさせないようにとお願いをしています。

**質問** 産廃業者は、国際環境基準(ISO14001)を取得しているのか。(一)を取得しているのか。

**町長** 取得していません。

### 西川の赤水対策は

**質問** 西川河川の赤水対策における認識と河川環境の取り組みについて、本年二月に福岡県は、西川流域の水質改善等の抜本的な対策を講ずるという要望書を経済産業省に提出しているが、鞍手町としても中央交渉して頂きたいが。

**町長** 西川については、無資力、無権者鉱害で国が対応しなければならぬ。私どもが聞いた範囲では、その特効薬はなく、同時に法律石炭関係諸法が終息しているため、これから時間をかけての対応になるだろうと思います。

## 香原 暹 議員

### なぜ教育長が中央公民館長を兼務

**質問** 当町では教育長が中央公民館長を兼務していますが、これは問題が多いと思います。

そこで、先ず、何時ごろ、どのような理由で教育長が兼務するようになったのか。

本来なら専任の館長を置くことが望ましいので

すが、経費節減のためやむなしというのであればむしろ社会教育課長が兼務した方が職員が能力を發揮しやすいのではないかと思います。

教育長が兼務することの利点があれば明らかにしてもらいたい。

**教育長** 以前は社会教育課長が兼務していましたが、学社連携・融合が叫ばれる中、学校教育との連携が多々ある事から内部協議の結果教育長が兼

務することとなりました。教育長兼務でも他市町と比べて、活動が劣っているとは思っていません。

**町長** この問題は公民館運営審議会で審議していただいで対処したいと思っています。

### 町が取り扱う文書の印鑑省略を

**質問** 早急に文書の見直しを行ない、どうしても印鑑押捺が必要なものだ

けを残し、あとはすべて廃止してはどうか。

**教育長** 学校施設を借りる場合など、面倒でも来て頂いて学校と相談し、安全で利用者が便利な方法を検討しています。

**町長** 公務員というのはご承知のように事故また、ミスをしてはならないといったことが頭から離れない、長年の慣習となつています。これから改善委員会の中で研究して対応していきます。



不在がちの中央公民館館長室



新延小学校のプール使用風景

## 竹内利一 議員

**し尿処理費を免除すべきでは**

**質問** 子どもが誕生して出生届を提出すると同時に、し尿処理の書類を書き、その時から、し尿処理費が徴収されます。

実際生まれてすぐの子どもは紙オムツを使用することが多いので、トイレで流すことはほとんどありません。このような

ことから、し尿処理費の免除、または補助が必要だと思いが。

(なお、直方市は、一年間の猶予をしています。)

**町長** これが不合理であるならば補助金の助成ではなく、一歳未満は取らないとした方が住民理解を得られると考えます。

また、し尿処理収集は条例で許可制となっているので、事業者との協議も必要になります。

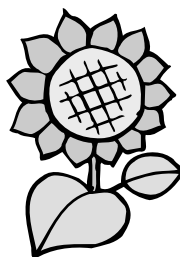
**夏休み期間中のプール使用について**

**質問** 今年は夏休み期間中の学校プールの開放はどのように実施するのですか。

(昨年私は監視員を町で雇って欲しいと質問しましたが、実際は学校の先生方に見ていただきました。)

**教育長** 今年も昨年と同様に各学校で水泳の指導計画を立て、先生方は学

校週五日制により、夏休みといえども出勤しますので、指導にあたって頂きます。これが一番安全であると考えます。なお、万一の事故のため学校保健会の保障をもらって実施します。



## 岡崎 邦博 議員

**コミュニティバスの導入を**

**質問** 現在当町では、総合福祉センターへの送迎を目的とした福祉バスが町内を巡回していますが、保健棟や勤労者体育館を利用しての方にとっては利用しにくく、町内の主要な公共施設では、途中下車ができませんで、中途半端な交通手段となっています。

そこで町民にとって利用しやすい町内巡回バスを導入して欲しい。

**町長** 高齢化社会の中、住民の方々にとっては質問者が言われる方法が一番ベターだと感じます。

しかし、実際取り組むとなると許可を取らなければ事故があつた場合大変です。それらを基本に置いて慎重に対応しなければなりません。コミュニティバスの導入については、許可の条件をクリアするなどの大

きな課題があることをご理解ください。

**質問** アンケート調査を実施した結果、住民の多くが巡回バスを望んでいます。

町長は住民のニーズがどこにあり、それをどう町政に反映させるかが、最も大切な仕事だと思えますが、どうすれば実現できると考えますか。

**町長** もう少し今の状況に変化があれば、それに向け

ての対応ということも私は必要だと思えますが、路線が廃止されるかどうかはつきりしないと取り組みが出来ないのではと思っております。

実施したアンケート調査用紙

# 直鞍合併に関する特別委員会を設置

臨時会



平成十五年五月二十一日に第四回臨時会が開催され、今後の直鞍合併に向けての調査研究を行うため、直鞍合併に関する特別委員会が設置され、正・副委員長が選出されました。

委員長 岡崎 邦博議員  
副委員長 織田 三千雄議員

## 第1回直鞍合併に関する特別委員会

平成15年7月4日に第1回の特別委員会が開催されましたので、その内容についてお知らせします。

### 特別委員会で出された主な質疑・意見

- 今後の協議会・委員会の開催予定は。  
協議会は月1回を基準に。7月中旬から小委員会の回数が頻繁に増え、最低月に2回を計画しています。
- 協議会で宿題が出た時には、特別委員会を開いて皆で協議すると理解していいのか。  
ケースバイケースです。内容についてはすべて特別委員会の中で報告します。
- 地域審議会を設置するのか。  
全体協議の中で決められます。また、地域審議会は新市が出来た後に、地域を守るために設置されるものです。
- 議員定数はどうなるのか。  
対等合併（新設合併）の場合は2通りの特例（定数特例制度・在任特例制度）があり、今後の協議会で、決定されます。
- 分科会の構成メンバーは。  
分科会は係長を中心に、専門部会は課長以上の職員ということで構成メンバーが決まっています。
- 住民への周知を考えると、「協議会だより」を毎月発行すべきではないか。  
協議会では、隔月発行としているが、必要に応じて臨時号を発行することも検討されています。
- 協議会の事務局、幹事会、協議会にしろ全て直方市がトップをとっているのが直方市が主導権を握っている感じがして不満である。
- 新市の名称については、公募が予想されるが、得票が多いからと安易に選択せず、議論を深めてもらいたい。

### 直鞍合併協議会についての報告

#### 第1回（平成15年5月27日・直方市で開催）

新都市誕生を平成16年11月1日から17年3月末までとし、今後、小委員会等で弾力的に協議を行なっていきます。また、新市建設計画（将来構想）策定については、構成団体全体で1万人を対象とするアンケートの実施、それを基に計画を作成し、計画策定後は、1市4町でそれぞれ説明会を開催して、住民の皆さんの意見を聞き、来年3月までに将来構想をまとめます。

協議会は月1回、1市4町の持ち回りとし、会議は原則公開、住民の皆さんへは2カ月に1回「協議会だより」でお知らせします。また、事務局は直方市のNTTビル内に設置しています。

#### 第2回（平成15年6月14日・小竹町で開催）

委員研修会方式で実施し、県合併支援室の川上企画主幹（演題 合併協議会の役割）と、財団法人九州経済調査協会の八尋調査研究部次長（演題 市町村合併を巡る状況）の講演を聞きました。また、小委員会の構成メンバーを決めるための意向調査を行います。

#### 第3回（平成15年6月30日・鞍手町で開催）

全体で協議する8項目のうち、次の4項目が提案され、具体的協議は、第4回から始まります。

- ①合併の方式について
- ②新市の名称について
- ③地域審議会の設置について
- ④議会議員の定数及び任期の取り扱いについて

## 請願

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続に関する請願

(全員賛成で採択)

## (要旨)

国立病院の独立行政法人移行にあたり、国立病院が地域住民の医療により一層貢献できるように、次の意見書を関係機関へ提出して頂きたい。

一、すべての賃金職員を正職員として雇用継承する。

二、医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、医師・看護師の人員確保。

三、病院内保育所の継続と安定運営を図り、児童福祉法の基準を満たす職員の配置。

## 提出者

国立療養所福岡東病院  
内全医労福岡東支部  
支部長 井形 勉  
紹介議員 宇田川 亮

## 陳情

出資法の上限金利引き下げ・ヤミ金融対策法の制定を求める意見書提出についての陳情

(賛成十五、反対一で採択)

## (要旨)

個人破産件数、経済的理由による自殺者が急増している理由の一つは、金融業者が激増していることが挙げられます。そのため、次の意見書を関係機関へ提出して頂きたい。

一、速やかに出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げる。

二、「ヤミ金融対策法」の制定を強く求める。

## 提出者

福岡県青年司法書士協  
議会  
会長 谷崎 哲也

## 意見書

議員発議による意見書四件を全会一致で可決し、関係機関宛送付しました。

○教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書

○郵便投票制度等の改正を求める意見書

○外国人学校への大学入学資格付与と早期実現を求める意見書

○地方分権の理念を基本とした三位一体の改革を求める意見書

## 傍聴席から

「くすの木学級」生として改選後初めての議会を傍聴しました。議員の方々は、早々と席に着き、始まる前から議場には緊張感を感じました。

その日は一般質問の日であり、五人の議員がそれぞれ質問され、中でも不登校に関する問題、町内巡回バスについては、特に身近に感じる内容だっただけに一生懸命聞き入っていました。これからも各議員さんには町民の代表として、また町長さんをはじめ、行政の皆さんには限られた財源のなか、私たちの鞍手町のためによくお願いします。

(くすの木学級「生」)

## 編集後記

▼四月のいっせい地方選挙で議会も改選されました。編集スタッフも新しいメンバーで心機一転、「読みやすく、親しまれる」議会だよりにするため、努力していきたいと考えています。

▼今回、はじめての編集で、「表紙の写真はどうしよう」「カラーにした方が読みやすい」「発行を早めるには…」など、熱い議論を交わし、悪戦苦闘してきました。

▼町民の皆様が目線に立って議会活動をわかりやすくお伝えする事ができるよう、ご意見・地域の話題・写真など、何でも結構ですので、皆様からのお便りをお寄せください。

(宇田川 亮)

## お知らせ

### 議会を傍聴してみませんか

今、町ではどんなことが議論され、また、どんな計画があつてどう進んでいるのだろうか。あなたに身近なことも知れませんか。受付は、当日議会事務局で行なっています。不明な点はお尋ねください。

### 次の定例議会は9月です。

鞍手町役場 42-2111(代表)  
(議会事務局 内線331)

### 記事の訂正とお詫び

3月定例会・臨時会合併号の5ページ福本博文議員の紹介④公職歴で「社教理事」は「社協理事」の誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。

## 編集スタッフ

委員長 宇田川 亮  
副委員長 香原 暹  
委員 松本 典子  
委員 岡崎 邦博  
委員 織田三千雄  
委員 毛利 喬